

鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「DX」（デジタルトランスフォーメーション）とは、デジタル技術やデータを活用して製品、サービス、ビジネスモデル、組織、業務プロセス等を変革することをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内事業者内のデジタル化・DX推進人材育成、デジタル・DX関連技術向上、デジタル技術及びデータを活用するシステム導入等を柔軟かつ機動的に支援することにより、県内事業者の生産性向上と製品・サービスの高付加価値化に資することを目的として交付する。

(補助対象者の要件)

第4条 本補助金の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等であること。
- (2) 県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

第5条 県は、第3条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。）とし、上限は同表の第5欄に定める額とする。また、本補助金の額の下限は同表の第6欄に定める額とし、補助対象期間は同表の第7欄に定める期間とする。
- 3 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

- 4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

（補助事業実施計画書等の提出及び事業の採択）

第 6 条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第 1 号による補助事業実施計画書及び第 2 号による補助事業収支予算書を、商工労働部産業未来創造課長が別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の補助事業実施計画書等の提出があったときは、検討会等に諮り、その評価、意見、助言等を参考に採択の可否を決定するものとする。
- 3 前項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。

（交付申請の時期等）

第 7 条 知事は、前条第 2 項に規定する採択の可否を決定後、補助事業実施計画書等を提出した者に対し、速やかに採択の可否を通知する。

- 2 前項の通知は、様式第 3 号により行うものとする。
- 3 事業採択となった者は、別に定める日までに、規則第 5 条の交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第 5 条の交付申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び第 2 号とする。
- 5 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、当該者が免税事業者、簡易課税事業者であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 8 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して 30 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 4 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 5 項の規定による申請を受けたときは、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第 9 条 規則第 12 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額を伴う変更
 - （2）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第 1 項の規定は、規則第 12 条第 1 項に規定する変更等の承認について準用する。
 - 3 規則第 12 条第 3 項の申請書に添付すべき書類は、様式第 1 号及び第 2 号とする。

（実績報告の時期等）

第 10 条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあっては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から起算して 20 日を経過する日

- (2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 15 日
- 2 規則第 17 条第 1 項の実績報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 5 号及び第 6 号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 7 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金等進捗状況報告の時期等）

- 第 11 条 規則第 17 条第 3 項の規定による補助金等進捗状況報告書は、各年度（前条第 1 項の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の 4 月 15 日までに行わなければならない。
- 2 前項の報告は、様式第 8 号により行うものとする。

（現地調査等）

- 第 12 条 知事は、前条第 1 項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すことができるものとする。

（補助金の支払）

- 第 13 条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一会計年度につき 1 回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。
 - 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第 9 号を知事に提出しなければならない。
 - 4 規則第 19 条の規定による概算払の通知は、様式第 10 号によるものとする。
 - 5 規則第 20 条第 1 項の申出は、様式第 11 号により行うものとする。

（財産の処分制限）

- 第 14 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
 - 3 規則第 25 条第 2 項の知事の承認に係る申請は、様式第 12 号により行うものとする。
 - 4 第 8 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の知事の承認について準用する。

（財産の処分に伴う収益納付）

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して 30 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(補助金の交付停止等)

第 16 条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第 8 条第 1 項の規定による本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付を停止できるものとする。

- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(補助事業の報告等)

第 17 条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表をさせることができる。

(雑則)

第 18 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(県内企業DX導入加速化補助金交付要綱の廃止)
- 2 県内企業DX導入加速化補助金交付要綱(令和 3 年 8 月 4 日付第 202100088471 号鳥取県商工労働部長通知)は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の県内企業DX導入加速化補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第 8 条第 1 項により交付決定又は規則第 12 条第 1 項により変更等の承認を受けた補助事業については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

1 補助事業	2 補助 対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金 上限額	6 補助金 下限額	7 補助対 象期間
生産性向上と製品・サービスの高付加価値化を図るため、事業者内のデジタル化・DX推進人材育成、デジタル・DX関連技術向上、デジタル技術及びデータ等を活用するシステム導入等を行う事業	第4条各号に定める要件を全て満たす者	外部専門家活用費 （デジタル化・DXの前提となる経営課題を特定し、解決に向けて取り組むための外部専門家活用（コンサルティング、派遣招へい等）に要する経費）	2分の1	500千円	200千円	12月以内
		デジタル化・DX推進人材育成費 （講師謝金や受講料など、事業者内におけるデジタル化・DXを推進できる人材の育成及びデジタル・DXシステム運用等に関する技術関連講座受講等に要する経費）				
		システム等利用・整備・機器導入費 （デジタル化・DXに必要なシステム、機器等の利用・整備・導入等に要する経費）				
		付随的経費 （上記の実施について付随的に支出する経費（消耗品費等））				

- (注) 1 補助対象者が免税事業者、簡易課税事業者、又は仕入控除税額が明らかでないときは、補助対象経費に消費税等の額を含めることができる。
- 2 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。

鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金 補助事業（変更）実施計画書

1 補助対象者の概要

(1) 概要

名称	
所在地	
代表者職氏名	
資本金・出資金等	
従業員数	
事業概要	
産業分類上の事業区分	

- (注) 1 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。
 2 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(2) 役員名

役職名	氏名	フリガナ

(注) 代表権を有する役員について記載すること。個人事業主の場合は代表者について記載すること。

(3) 経営状況等（直近2期分の実績）

（単位：千円）

区分	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
売上高		
営業利益		
経常利益		
税引後最終利益		

(注) 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(4) 連絡先等

担当者職氏名	
担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号	
担当者メールアドレス	

(5) 誓約事項

事業実施に当たり、以下の事項について相違ないことを誓約します。	
誓約	項目
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者ではないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(注) 誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

2 他の支援措置（補助金等）の活用等

有 ・ 無	
-------	--

- (注) 1 国、県、市町村、各支援機関等の他の支援措置（補助金等）を活用する場合、有に○をつけること。活用しない場合は無に○をつけること。
 2 「有」の場合は、活用する支援措置名やその内容（補助対象内容、補助率等）、支援予定（希望）額、当該措置に係る問合せ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

3 実施内容

(1) 補助対象期間	開始	交付決定日	終了	年 月 日 ※最長12ヶ月
(2) 補助対象者の事業概要・現状				
(3) 解決すべき経営課題（想定）				
(4) 本事業で実施する「デジタル化・DX全般」の内容				
(5) 本事業で実施する「デジタル化・DX推進人材育成」の内容				
(6) デジタル化・DX実行後の補助対象者の姿(想定)				
(7) 外部専門家活用の内容				

(注) 記載項目は必要に応じて別紙とすること。

4 消費税等の取扱い

以下のいずれかに○をすること。

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

(添付書類)

- 1 定款又は事業者の概要が分かる資料等
- 2 決算書（直近2期分。個人事業主の場合は確定申告書類の写し。）
- 3 実施内容についての参考資料類
- 4 （※鳥取県の課税対象者となる場合）鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）

補助事業（変更）収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

2 支出の部

（単位：円）

経費内容	発注先 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税等については下記参照)	負担区分	
				本補助金	本補助金 以外
計					

※補助率1/2

※千円未満切捨

- (注)
- 1 必要に応じて見積書等を添付すること。
 - 2 委託費及び工事費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限りこと。
 - 3 補助対象経費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
 - 4 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
ただし補助対象者が免税事業者、簡易課税事業者、又は仕入控除税額が明らかでないときは、補助対象経費に消費税等の額を含めることができる。
 - 5 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)

県外発注理由書

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該発注に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注で無けれ ばならない理由

様

職氏名

印

年度鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金 [採択 ・ 不採択] 通知書

年 月 日付で提出のあった鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金に係る補助事業実施計画については、検討の結果、[採択 ・ 不採択] とすることとしますので、鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金交付要綱（令和4年4月1日付第202100326846号鳥取県商工労働部長通知）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

（採択の場合）

1 採択額 金 円
（（必要に応じて）内訳 ）

2 その他

※一部のみ採択する場合はその詳細及び理由等を記載すること。
※交付申請書提出期限等を記載すること。

（不採択の場合）

1 不採択とする理由等

2 その他

様

職氏名



年度鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書及び別紙に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
((必要に応じて) 内訳)
- (2) 交付決定額 金 円
((必要に応じて) 内訳)

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金交付要綱（令和4年4月1日付第202100326846号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第5条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

1 補助事業者の概要

(1) 概要

名称	
所在地	
代表者職氏名	
資本金・出資金等	
従業員数	
事業概要	
産業分類上の事業区分	

(注) 1 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

2 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

(2) 連絡先等

担当者職氏名	
担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号	
担当者メールアドレス	

2 他の支援措置（補助金等）の活用等

有 ・ 無	
-------	--

(注) 1 国、県、市町村、各支援機関等の他の支援措置（補助金等）を活用する場合、有に○をつけること。活用しない場合は無に○をつけること。

2 「有」の場合は、活用する支援措置名やその内容（補助対象内容、補助率等）、支援予定（希望額、当該措置に係る問合せ先（補助金等の所管部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

3 実施内容

補助対象期間	開始	年 月 日	終了	年 月 日 ※最長12ヶ月
(1) 実施内容				
(2) 事業実施の成果（デジタル化・DX全般）	※成果は可能な限り定量的に記載のこと。			
(3) 事業実施の成果（デジタル化・DX推進人材育成）				
(4) 外部専門家活用の内容				
(5) 事業実施後の改善点及び今後の予定				

(注) 記載項目は必要に応じて別紙とすること。

4 消費税等の取扱い

以下のいずれかに○をすること。

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

(添付書類) 事業の実施状況・成果を示すもの（効果分析資料、成果物、導入機器の写真等）

補助事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

2 支出の部

(単位：円)

経費内容	発注先 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経 費 (消費税等については下記参照)	負担区分	
				本補助金	本補助金 以外
計		()	()	()	()

※補助率1/2
※千円未満切捨

- (注)
- 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
 - 2 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
 - 3 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
ただし補助事業者が免税事業者、簡易課税事業者、又は仕入控除税額が明らかでないときは、補助対象経費に消費税等の額を含めることができる。
 - 4 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

仕入控除税額確定報告書

鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金交付要綱（令和4年4月1日付第202100326846号鳥取県商工労働部長通知）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額（3 - 2 > 0の場合）

$(3 - 2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$ 金 円

(注) 別紙として3の金額の根拠となる書類を添付すること。

鳥取県知事

様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定（及び年 月 日付 第 号による変更交付決定）に係る事業について、年 月 日現在の進捗状況を、鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金交付要綱（令和4年4月1日付第202100326846号鳥取県商工労働部長通知）第11条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第8号 (別紙様式1)

補助事業の進捗状況 (年 月 日現在)

補助金等の名称	鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金			
交付決定通知年月日及び番号	※ 変更交付決定通知も含めること。			
補助対象期間	開始	年 月 日	終了	年 月 日 ※最長12ヶ月

1 予算の執行状況

(単位：円)

	算定基準額 (補助対象経費)	交付決定額
交付決定	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)
前年度までの実績 ①	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)
当該年度の実績 ②	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)
翌年度以降の 実施計画 ③	((必要に応じて) 内訳)	((必要に応じて) 内訳)

(注) 上表の①、②、③の合計が交付決定欄と一致すること。

2 事業の実施状況

(1) 実施内容	
(2) 事業実施の成果 (デジタル化・DX全般)	※成果は可能な限り定量的に記載のこと。
(3) 事業実施の成果 (デジタル化・DX推進人材育成)	
(4) 外部専門家活用 の内容	
(5) 事業実施後の改善点及び今後の予定	

(注) 記載項目は必要に応じて別紙とすること。

3 消費税等の取扱い

以下のいずれかに○をすること。

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

(添付書類) 事業の実施状況・成果を示すもの (効果分析資料、成果物、導入機器の写真等)

当該年度に係る補助事業収支決算書

※ 当該年度の収入・支出実績の明細を記載してください。

1 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

2 支出の部

(単位：円)

経費内容	発注先 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税等については下記参照)	負担区分	
				本補助金	本補助金 以外
計		()	()	()	()

※補助率1/2
※千円未満切捨

- (注)
- 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
 - 2 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
 - 3 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
ただし補助事業者が免税事業者、簡易課税事業者、又は仕入控除税額が明らかでないときは、補助対象経費に消費税等の額を含めることができる。
 - 4 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金に係る概算払請求書

年 月 日付第 号による交付決定(及び年 月 日付第 号による変更交付決定)に係る鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金について、鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金交付要綱(令和4年4月1日付第202100326846号鳥取県商工労働部長通知)第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり概算払を請求します。

記

補助金交付決定額	円 ((必要に応じて)内訳)
概算払希望額	円 ((必要に応じて)内訳)
支払希望時期	年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	金融機関名 : 支店名 : 口座種別: 普通 ・ 当座 ・ その他() 口座情報 : (店番) _____ (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ) : _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なりますが、以下の者に受領を委任します。 受任者氏名・住所(口座名義人) _____
添付書類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

（単位：円）

事業区分・費目	内容	補助対象経費 <small>（消費税等については下記参照）</small>	補助金額	支出（予定）時期 （年月）
計				/

- （注）
- 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
 - 2 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
ただし補助事業者が免税事業者、簡易課税事業者、又は仕入控除税額が明らかでないときは、補助対象経費に消費税等の額を含めることができる。
 - 3 必要に応じて行を増やして使用すること。（1 ページに収まらなくても構わない。）

第 年 月 号
年 月 日

様

職氏名



年度鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金概算払通知

年 月 日付第 号で交付決定 (及び 年 月 日付 第 号で変更交付決定) を行った本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則 (昭和 32 年鳥取県規則第 22 号) 第 19 条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| | ((必要に応じて) 内訳 |) |
| 2 | 概算払額 | 円 |
| | ((必要に応じて) 内訳 |) |
| 3 | 残額 | 円 |
| | ((必要に応じて) 内訳 |) |

年 月 日

鳥取県知事

様

所在地
事業者名
代表者職氏名

年度鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金の概算払に係る申出書

年 月 日付第 号による交付決定 (及び年 月 日付 第 号による変更交付決定) に係る鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金の概算払について、鳥取県補助金等交付規則 (昭和 32 年鳥取県規則第 22 号) 第 20 条第 1 項の規定により下記のとおり申し出ます。

記

(単位 : 円)

補助金等の名称	鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金
交付決定通知年月日及び番号	※ 変更交付決定通知も含めること。
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	別紙 経費支出計画書

経費支出計画書

(単位：円)

事業区分・費目	内容	補助対象経費 <small>(消費税等については下記参照)</small>	補助金額	支出(予定)時期 (年月)
計				/

- (注)
- 1 交付決定を受けた補助事業収支予算書に沿って記載すること。
 - 2 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
ただし補助事業者が免税事業者、簡易課税事業者、又は仕入控除税額が明らかでないときは、補助対象経費に消費税等の額を含めることができる。
 - 3 必要に応じて行を増やして使用すること。(1 ページに収まらなくても構わない。)

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

取得財産処分承認申請書

鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県カスタム型デジタル変革推進補助金交付要綱（令和4年4月1日付第202100326846号鳥取県商工労働部長通知）第14条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目名	
取得年月日	
取得価格（円）	
現時点の価格（円）	（ 年 月 日現在）
財産処分の内容	
財産処分に伴う収益の有無及び 収益の額（円）	
財産処分を行う理由等	

（注） 上表の内容を確認できる資料を添付すること。